

サマーマーチングフェスティバル2018 大会概要

大会名称	サマーマーチングフェスティバル2018 マーチングパフォーマンス イン 幕張
大会日時	2018年8月19日(日)
開催場所	幕張メッセ イベントホール 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1番地
主催	一般社団法人日本マーチングバンド協会
特別協賛 (予定)	株式会社フォトクリエイト・株式会社ヤマハミュージックジャパン
主旨	<p>本大会はマーチング活動の「普及」を主たる目的とし、また日本におけるマーチングバンドの技術の向上、指導者の育成、審査員育成等を図るものと位置付けた大会である。また近年多様化するマーチング活動の環境に対応し、発表の場の選択肢を増やす事はこれからの時代の普及活動として大変重要な役割と考える。</p> <p>既存の大会事業とは異なった、フェスティバル的要素を主軸に考え、年度初めにマーチングバンドとして特徴的なパートであるカラーガードやマーチングパーカッションアンサンブルの発表の場とし、またマーチングバンド全体としてのパフォーマンス、パレード的パフォーマンス等、レギュレーションフリーなパフォーマンスを各参加団体が発表しコンテストとは違った視点でマーチングの魅力、楽しさを追求して行く大会とする。</p>

日 程

〔1〕 大会日程（予定）

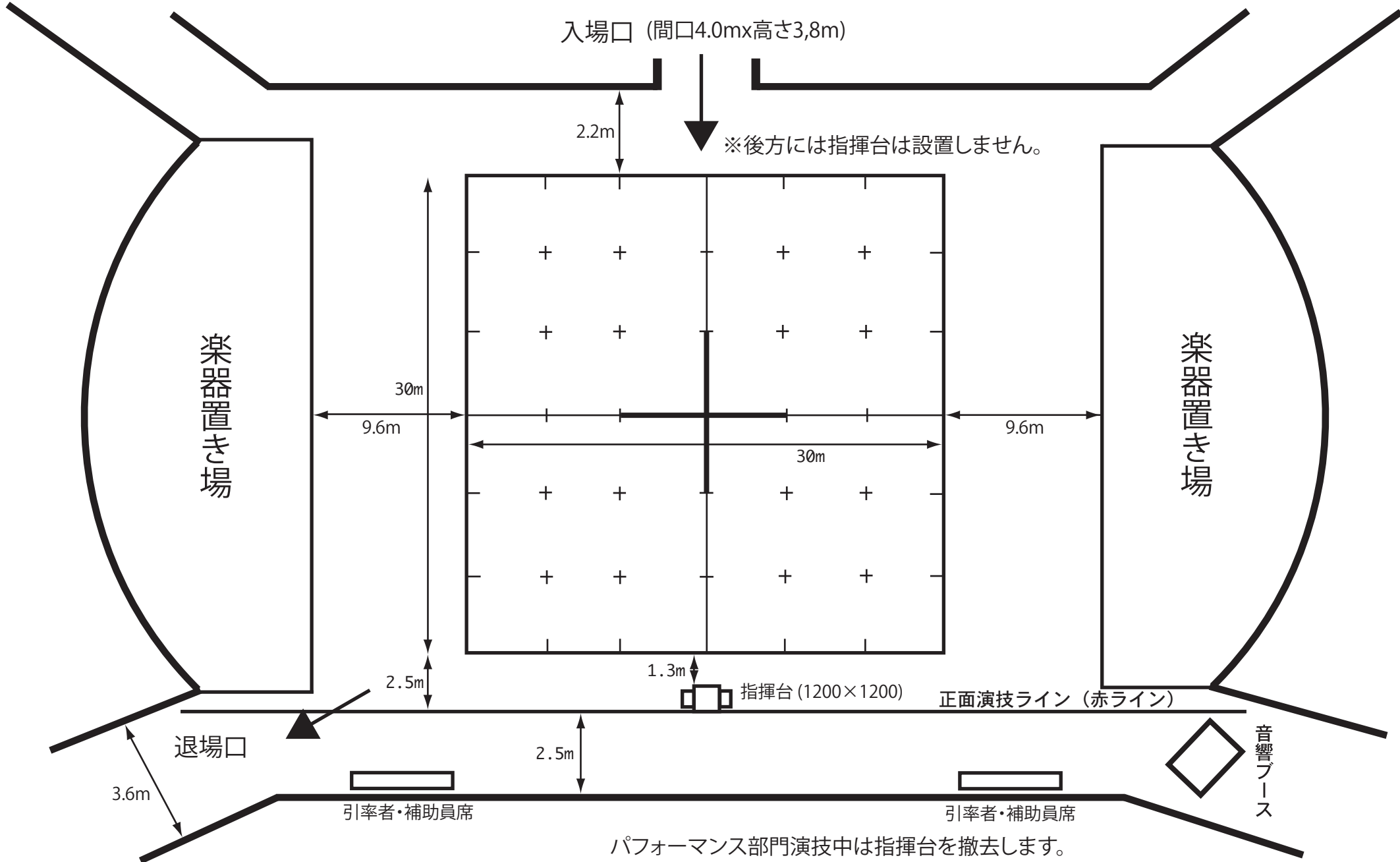
○8月19日(日)

	11:30	12:00		16:30	16:45	18:30
	開	開		閉	ク	終
		会	フェスティバル	会	リ	
	場	式		式	テ	了
					ィ	
					ー	
					ク	

※時間は、参加団体数により変動することがありますのでご了承下さい。

※マーチングバンド部門の参加団体は開会式にて、
 合同演奏【マーチ「夏空のマーチ」和田 信 作曲】を行います。
 楽譜は当協会ホームページにてダウンロードして下さい。
日本マーチングバンド協会オリジナル楽曲 『夏空のマーチ』 和田 信 作曲

幕張メッセ 演技フロアー図 (予定)



大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項は、あくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが、大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

(音楽著作権使用許諾申請)

マーチングバンド部門

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

①市販の楽譜を指定の編成で利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合はスコアの表紙及び、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

②市販の楽譜をアレンジして利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

③原曲を自らアレンジした楽譜を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒団体ごとに原曲の作者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、作者の著作権の有無はJASRAC（＝日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。

（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）

⇒使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出下さい。

④自作曲を利用する…………… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了している事。

パフォーマンス部門

市販のCDの音源を、CD-Rに録音して使用する場合は、以下の手順に従い権利者の許諾を得る必要があります。

1. 下記のレコード会社の音源については、団体の責任において一般社団法人日本レコード協会に**使用許諾申請**を行ってください。(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/)

※下記のレコード会社以外の場合は、従来通り、各社への許諾申請が必要です。

※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。

※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。

※日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧

(2018年4月現在の情報です。最新の情報は日本レコード協会のWeb サイト

(http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_licence/) で確認してください。)

日本コロムビア(株)	(株)ランティス
ビクターエンタテインメント(株)	NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社
キングレコード(株)	(株)プライエイド・レコーズ
(株)テイチクエンタテインメント	(株)エル・ディー・アンド・ケイ
ユニバーサル ミュージック合同会社	(株)コナミデジタルエンタテインメント
日本クラウン(株)	(株)ジェイ・ストーム
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ	(株)ハッツ・アンリミテッド
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント	(株)A-Sketch
(株)ポニーキャニオン	(株)スペースシャワーネットワーク
(株)ワーナーミュージック・ジャパン	ワーナー ブラザース ジャパン合同会社
(株)バップ	(株)ランブリング・レコーズ
(株)ビーイング	(株)SDR
エイベックス・エンタテインメント(株)	(株)ギャンビット
(株)フォーライフ ミュージックエンタテインメント	(株)クロア
(株)ヤマハミュージックコミュニケーションズ	(株)トイズファクトリー
(株)ドリーミュージック	(株)フライングドッグ
(株)よしもとミュージックエンタテインメント	

2. 大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出すること。

※日本レコード協会から発行された許諾証のコピーを提出して下さい。

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。

※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

3. レコード会社の許諾が下りたCD等音源については、別途、作詞家・作曲家等の著作権に関する**録音利用料**が発生致します。JASRAC への申請は主催協会で一括して行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約 1 ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

※事前に支部大会が行なわれた支部については、支部事務局から本部事務局へ、録音利用明細書および録音利用申込書(写し)の提出が義務づけられています。

お問い合わせは、

一般社団法人日本マーチングバンド協会

03-6231-6033、E-mail: jmba@japan-mba.org

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

03-3481-2121、<http://www.jasrac.or.jp>

一般社団法人日本レコード協会

http://www.riaj.or.jp/all_info/rec_license/

にお問い合わせ下さい。

フェスティバル実施規定

1. 参加資格

- (1) - 1 一般社団法人日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。
- (1) - 2 未加盟団体 ※出場希望申請書を支部に提出すること。
- ※出場決定までの流れ
- ①出場を希望する団体は、所定の出場希望申請書を支部に提出すること。
- 申請提出期間 2018年5月1日(火) から6月2日(土) まで
- ②出場希望団体には、2018年6月15日(金) までに参加決定を通知する。
- (2) 支部または一般社団法人日本マーチングバンド協会より推薦されていること。
- (3) 2018年7月6日(金)までに下記(①②③④)の参加手続きをそれぞれ終えていること。
- (厳守) ※手続きの書類については、参加団体決定後に協会事務局より送付する。
- ①参加申込書及び参加費の納入(構成メンバーは1名につき1,050円を納入する)
- ※構成メンバーには、プログラム・参加章を渡し、傷害保険に加入する。
- ②構成メンバーの登録書(当日の構成メンバー数は登録人数以内であること)
- ※構成メンバーとは、当日演技フロアーに入場し演奏演技及び指揮を行う者とする。
- ③音楽著作権に関する書類の提出
- ④その他大会実行委員会が指定した書式の提出

2. 部門と構成

(1) 部門

- ①マーチングバンド部門
人数及び楽器編成は自由とする。
- ②パフォーマンス部門
人数は自由とする。但し、演奏は不可とする。

(2) 構成

マーチングバンド部門のみ

★幼保の部★

- ①単一団体の幼児構成とする。
- ②複数団体の合同幼児構成(演技フロアーへ入れる搬入及び搬出補助員は最大20名までとする。尚、これらの補助員は構成メンバーとして登録をすること。)

★小学生の部★

- ①単一団体の小学生構成とする。
- ②複数団体の合同小学生構成とする。
- ③指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)

★中学生の部★

- ①単一団体の中学生構成とする。
- ②複数団体の合同中学生構成とする。
- ③単一団体の小・中学生構成とする。
- ④複数団体の合同小・中学生構成とする。
- ⑤指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)

★高等学校の部★

- ①高等学校の単一団体高等学校在校生による構成とする。但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
- ②指揮者については、2名まで自由資格とする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入及び搬出は可)
- ③複数団体の合同小・中・高等学校生徒構成とする。

★一般の部★

- ①単一団体による構成とする。但し、未就学児は除く。

3. 演奏演技

- (1) 演技フロアーは別記の通りとする。(演技フロアー図参照)
※正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。
- (2) 演技フロアーへの入場は構成メンバーのみとする。
※搬入・搬出時の登録引率者等の演技フロアーへの入場については「5. 搬入・搬出」を参照のこと。
- (3) 演奏演技時間
※演奏演技時間とは、演奏演技開始から終了までとする。

マーチングバンド部門

★幼保の部★

- ①演奏演技時間は6分30秒以内とする。
- ②前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し演奏準備を行う。

★小学生の部・中学生の部★

- ①演奏演技時間は6分30秒以内とする。
- ②前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し演奏準備を行う。

★高等学校の部・一般の部★

- ①演奏演技時間は8分以内とする。
- ②前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し演奏準備を行う。

パフォーマンス部門

- ①演技時間は4分30秒以内とする。
- ②前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し演奏準備を行う。

- (4) パフォーマンス部門参加団体は、登録引率者の1名が音響ブースに演技用音源を持参し、演技開始の「スタート」の合図から「ストップ」の合図を行うこと。
※演技用音源はCDを使用する。尚、使用曲のみを録音したものを持参すること。
(この大会のみCDの原盤使用を認める。)

4. 手具・器物・特殊効果関連

「手具」とは…

演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」とは…

楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」とは…

フラッシュ・ストロボ・各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- (1) 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※規格：1m80cm × 1m20cm × 1m50cm以内の立体
①器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
②フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会実行委員会に提出すること。
①化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
②火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は、使用を禁止する。
③サイレン
- (3) 指揮台(正面のみ)は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。
その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。
- (4) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (6) 事前に申請のあった場合のみ電源の使用を許可する。但し、100V×15A以内の容量とする。
また、電源にかかわる機材は各団体で持参すること。(会場の音響機器の使用は不可)

5. 搬入・搬出

- (1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアーへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- (3) 全参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を5名まで登録することができる。
※搬入搬出補助員は、入場券を購入しなければ会場内に入場することができない。
- (4) 上記(2)・(3)の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行なうことができる。演奏演技中は、演技フロアー正面に設ける席にて待機。演奏演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「7. 演技中に発生した事故について」を参照。演奏演技終了後は、搬出補助を迅速に行うこと。

6. その他

- (1) 参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 構成メンバーの登録は演奏演技予定者名を記載し参加費を納入する。
- (3) 納入された参加費は返却しない。
- (4) VTR撮影・写真撮影
大会実行委員会の指定する座席（参加団体用記録席）において、写真・ビデオ3名（自団体演技中のみ）撮影することができる。
その他のVTR撮影、写真撮影は一切禁止とする。
- (4) 出演者席について
出演者席を準備する予定。

7. 演技中に発生した事故対応について

近年の演技傾向として演奏演技の高度化が計られている中で発生する事故の危険性も高くなってきました。

手具、スティック・マレット・ビーター、マウスピースや備品などが、ドロップによりフロアー上に落下し、演技者が危険にさらされる場面も多く目にするようになりました。また、演技中のステップミスなどにより転倒し、場合によっては転倒の連鎖がおきることも珍しくありません。幸い、現在までのところ大きな事故がなく参加団体側でのケア程度で済んでいる状況ですが、今後について対策を講じる必要が出てきていると感じます。

そこで下記のように不慮の事故に対するケアができるように致します。

(1) 落下物撤去について

演奏演技中の不慮の落下物について、“このままでは演奏演技者が危険である”と判断できる状態で、演奏演技者自ら除去できる場合を除き、登録引率者及び搬入搬出補助員がフロアーに入って撤去することができる。

(2) 衝突・転倒などによる演技者の不慮の事故について

演奏演技中にプロップや他の演奏演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな時、また演奏演技者が重篤な状態に陥った場合には、近くの係員に連絡した後、登録引率者及び搬入搬出補助員がフロアーに入ってケアすることができる。それより先に係員が救助に入る際には演技の誤判断を避けるために参加団体側への確認が必要とされる。

又、これ以上演技を続けた場合に危険が生じると判断された場合には、主催者の判断で演技の中断を連絡することができる。その場合の演技続行に関しては、実行委員長の協議により判断される。

(3) 演技の中断・再演技

主催者の原因による中断、又は自然災害による中断以外は原則として再演技は認められない。

(4) 設置ミスによる指示

登録引率者及び搬入搬出補助員は楽器・プロップの設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一設置場所などにミスがあった場合には事故を防止する観点から演技開始前にフロアーに入って指示できる。

ただしあくまでも許容されるセッティング時間内で指示をすること。また演技開始後の補助は認めない。

(5) その他

この安全対策はあくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演技の完成度を補完するものではない。入場、セッティングから退場までの完成度を高めることを第一義に考えていただきたい。

安全策の為に待機する登録引率者及び搬入搬出補助員の待機場所については、予防策としてフロアー上に配置できるものではないため、通常のままとし、特例は認めない。

各参加団体関係者及び指導者は、この項目について理解を深めていただき、安全によりよい演技環境構築を求めて配慮するという趣旨に賛同いただきご協力をお願い致します。

緊急対策

1. 目的

サマーマーチングフェスティバルにおける会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

①各担当者は、それぞれのポジション内の整理については、特に注意し、不必要なものは置かないようにする。

②入場開始1時間前に、役員及び係員全員で、消防器所在などの会場内事情を確認するとともに不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。

③開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

①火災発生の場合

ア. 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当責任者に連絡すること。

イ. 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。

ウ. 臨席の消防官または警察官の指示は、各担当者が受け本部に連絡する。

エ. 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を、各担当責任者が関係係員に確認しておくこと。

オ. 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

②地震の場合

ア. 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。

誘導にあたっては、各担当責任者、臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

③けが人・病人発生の場合

ア. けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。

イ. 各担当者は本部に通報する。

ウ. 大会本部は、救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は、大会本部より救急車の出動を要請する。

エ. 救護所は、医務室に設置する。

